

改正

令和2年4月1日要綱第248号

令和5年4月1日要綱第154号

令和7年4月1日要綱第176号

令和7年6月27日要綱第36号

武蔵野市成年後見人等報酬支払費用助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭裁判所が選任した成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）に対する報酬の支払に要する費用（以下「報酬支払費用」という。）の一部を助成することにより、成年後見制度等の利用を促進し、もって市民の権利擁護の推進及び福祉の向上を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 報酬支払費用の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条又は第15条第1項の規定による審判の請求（以下「審判請求」という。）又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定により武蔵野市長（以下「市長」という。）が行った審判請求により成年後見人等を選任された成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「成年被後見人等」という。）であって、第6条第1項の規定による申請の時点において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 住所要件として、ア及びイのいずれかに該当する者

ア 武蔵野市内（以下「市内」という。）に住所を有し、武蔵野市（以下「市」という。）の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳をいう。以下同じ。）に記録されている者。ただし、市内の施設等への入所、入居等に伴って転入した者で、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険者、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険者、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施機関、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自

立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付の実施機関又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）による給付の決定機関（以下これらを「保険者等」という。）のいずれかが市以外の市区町村となっているものを除く。

イ 市の住民基本台帳に記録されていない者のうち、市外の施設等への入所、入居等に伴って転出したもので、保険者等のいずれかが市となっているもの。

(2) 経済的要件として、アからエまでのいずれかに該当する者

ア 生活保護法第11条第1項に規定する保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（以下「生活保護等」という。）を受けている者

イ 報酬支払費用を負担することにより、生活保護等を必要とする状態になる者

ウ 市区町村民税が非課税であり、かつ、報酬付与審判によって決定された報酬対象期間の末日において預貯金、有価証券、保険契約その他の速やかに現金化が可能な本人名義の資産の合計額が800,000円以下の者

エ アからウまでに掲げる者のほか、報酬支払費用を負担することが困難であると市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、市以外の市区町村において同様の助成を受けている者及び親族が成年後見人等として選任されている者については、この要綱による助成の対象としない。

(助成対象費用)

第3条 助成の対象となる費用は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）の規定による成年後見人等に対する家庭裁判所の報酬付与の審判（以下「報酬付与審判」という。）によって決定された報酬額とする。

(助成対象期間)

第4条 助成の対象となる期間は、成年後見人等が行った一定期間の成年後見、保佐又は補助（以下「成年後見等」という。）の事務に対して事後にその報酬額が決定されるという報酬付与審判の特性に鑑み、報酬付与審判によって決定された報酬対象期間とする。

(助成金額)

第5条 助成する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める範囲の額であって、予算の範囲内で市長が必要と認める額とする。ただし、報酬付与審判において決定された金額が助成する額を下回る場合は、当該決定された金額とする。

- (1) 在宅で生活する者 月額28,000円以内
 - (2) 施設等に入所し、又は入居する者 月額21,000円以内
- (助成の申請)

第6条 報酬支払費用の助成を受けようとする成年被後見人等は、成年後見人等報酬支払費用助成申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 登記事項証明書謄本の写し
- (2) 報酬付与審判書の写し
- (3) 報酬付与審判の申立てに際し家庭裁判所に提出した報酬付与申立事情説明書、後見等事務報告書、財産目録、収支状況報告書及び添付書類の写し
- (4) 民法第876条の4又は第876条の9の規定による代理権付与の審判の決定書の写し(保佐人又は補助人が申請を行う場合に限り。)
- (5) 市が保険者であることを証する書類の写し(市外に住民登録がある場合に限り。)
- (6) 生活保護等を受給していることを証する書類の写し(第2条第1項第2号アに該当する者で、市外で生活保護等を受給しているものに限り。)
- (7) 住民税非課税証明書(第2条第1項第2号イ又はウに該当する者で、市に課税情報がないものに限り。)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、報酬付与審判があった日の翌日から起算して90日以内に行わなければならない。

3 成年後見人等は、成年被後見人等を代理して第1項の規定による申請を行うことができる。

(助成の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、速やかに助成の可否を決定し、成年後見人等報酬支払費用助成決定通知書(第2号様式)又は成年後見人等報酬支払費用助成不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に対してその旨を通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 前条の規定により助成の決定を受けた成年被後見人等(以下「受給者」という。)が助成金の交付を受けようとするときは、成年後見人等報酬支払費用助成金交付請求書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 成年後見人等は、受給者を代理して前項の規定による請求を行うことができる。

(助成金の交付)

第9条 市長は、受給者から前条の規定による助成金の請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(更新)

第10条 受給者は、助成の有効期間の経過後も引き続き第2条に規定する対象者に該当する場合は、更新の申請をすることができる。

2 前項の更新の申請については、第6条第1項及び第3項の規定を準用する。

(届出)

第11条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、成年後見人等報酬支払費用助成に関する届出事項変更届(第5号様式)により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第2条第1項に規定する対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 受給者の住所、氏名等を変更したとき。
- (3) 受給者の属する世帯の状況等に変更があったとき。
- (4) 成年後見人等が変更になったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に変更があったとき。

2 成年後見人等は、受給者を代理して前項の規定による届出を行うことができる。

(受給資格の消滅)

第12条 市長は、前条の規定による受給者等からの届出、第三者等からの情報等により、受給者が第2条第1項に規定する対象者に該当しないと認めるときは、当該受給者の受給資格を取り消し、その旨を成年後見人等報酬支払費用助成受給資格取消通知書(第6号様式)により当該受給者に通知する。

(助成金の返還)

第13条 市長は、受給者が偽りその他不正の手段により助成を受けたときは、その者から当該助成を受けた額を返還させることができる。

2 市長は、受給者が死亡した場合において当該受給者に相続財産があることが判明したときは、当該受給者の相続人に対し、当該助成を受けた額の全部又は一部の返還を請求することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、報酬支払費用の助成について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後の報酬対象期間に係る報酬について適用する。

付 則 (令和2年4月1日要綱第248号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条の規定は、令和2年4月分以後の月分の成年後見人、保佐人又は補助人に対する報酬に係る助成について適用し、同年3月分以前の月分の成年後見人、保佐人又は補助人に対する報酬に係る助成については、なお従前の例による。

付 則 (令和5年4月1日要綱第154号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則 (令和7年4月1日要綱第176号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則 (令和7年6月27日要綱第36号)

- 1 この要綱は、令和7年6月27日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る助成対象者について適用し、この要綱の施行の日前の申請に係る助成対象者については、なお従前の例による。